

派遣可能期間の延長に係る事項の周知について

労働者派遣法第40条の2第3項に基づき、延長する派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）について、同法施行規則第33条の3第4項に基づき下記のとおり周知します。

記

1 意見を聴取した過半数代表者

2 1に対して通知した事項及び通知した日

(1) 通知した日：令和 年 月 日

(2) 通知した事項

①労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

②延長しようとする派遣期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

③令和 年 月 日～令和 年 月末までの状況

3 1から意見を聴取した日及び意見の内容

(1) 意見を聴取した日：

(2) 意見の内容：

4 異議に対し変更した派遣期間